

許可番号 知多市6指令ご第12号

許可証(一般廃棄物 収集・運搬・処分 業)

住 所 名古屋市南区豊田二丁目18番3号
氏名又は名称 株式会社西山商店
(法人にあつてはその代表者名) 代表取締役 西山 幸光 様

令和6年2月28日付けの一般廃棄物(収集・運搬・処分)業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により次の条件を付けて許可する。

令和6年3月21日

知多市長 宮 島 壽 男 印



許可条件

- 1 取扱一般廃棄物の種類 ①ごみ(事業活動に伴う一般廃棄物)
- 2 取扱区域 東海市内から西知多クリーンセンターまで
- 3 許可期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び知多市関係条例等を遵守すること。
- 5 運搬場所 ①ごみ(事業活動に伴う一般廃棄物)は西知多クリーンセンターへ搬入
なお、運搬に際しては西知多産業道路を使用すること。